

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和元年十一月二十二日から令和二年三月二十三日までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

令和元年十一月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称（仮称）大宮通りコンベンション施設等
所在地 奈良市三条大路一丁目六六二―一の一部ほか五筆

二 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）開店時刻 午前九時 閉店時刻 午前零時
（変更後）開店時刻 午前八時 閉店時刻 午前零時
来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）地下一階及び地下二階駐車場
午前八時三十分から午前零時三十分まで
地上駐車場
午前八時三十分から午後十時まで
（変更後）地下一階及び地下二階駐車場
午前七時三十分から午前零時三十分まで
地上駐車場
午前七時三十分から午後十時まで

三 変更する年月日

令和二年四月一日

四 届出年月日

令和元年十一月五日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和元年十一月二十二日から令和二年三月二十三日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで